

Japan Tax Newsletter

デロイト トーマツ税理士法人

2023年5月1日

「申告書別表の記載例（グループ通算制度適用法人用）（令和4年11月）（令和5年3月改訂）」の公表 ～グループ通算制度の申告書様式の概要を確認～

Executive Summary

- 国税庁のウェブサイトに令和5年3月30日に「申告書別表の記載例（グループ通算制度適用法人用）（令和4年11月）（令和5年3月改訂）」（以下「国税庁記載例」）が公表された。当初申告及び修正申告の場合の記載例が、設例に基づいて掲載されている
- グループ通算制度においては通算グループ内の通算法人がそれぞれ納税義務者になるため、通常の単体申告とその点では変わらない。ただし、損益通算・欠損金の通算をはじめとし、通算グループ全体で計算する項目があり、全通算法人で情報共有して確定申告書を作成する。そのため、確定申告書の様式は基本的に通常の単体申告と同じものを用いるが、必要に応じてグループ通算制度特有の別表を追加することになる。特に、別表十八(一)をはじめとする、各通算法人の数値を記載・集計する別表は独特であり、グループ通算制度における申告書様式を理解する上で重要と考えられる

1. グループ通算制度における確定申告書の様式の概要

連結納税制度は、令和4年4月1日以後開始事業年度についてグループ通算制度に改組された。グループ通算制度における確定申告期限は、原則として各事業年度終了の日翌日から2カ月以内であるが、通算親法人の申請により4カ月以内等に延長可能である¹（法74④、75の2①⑩）。ちょうど今、3月決算法人において初めてのグループ通算制度の確定申告の時期を迎えており、国税庁のウェブサイトには令和5年3月30日に「[申告書別表の記載例（グループ通算制度適用法人用）（令和4年11月）（令和5年3月改訂）](#)」（以下「国税庁記載例」）が公表された。グループ通算制度特有の処理が必要となる一部の項目についての公式な解説として、参考になるものであるため、本ニュースレターでは、グループ通算制度における確定申告書の様式の概要を確認するとともに、国税庁記載例の概要を紹介する。

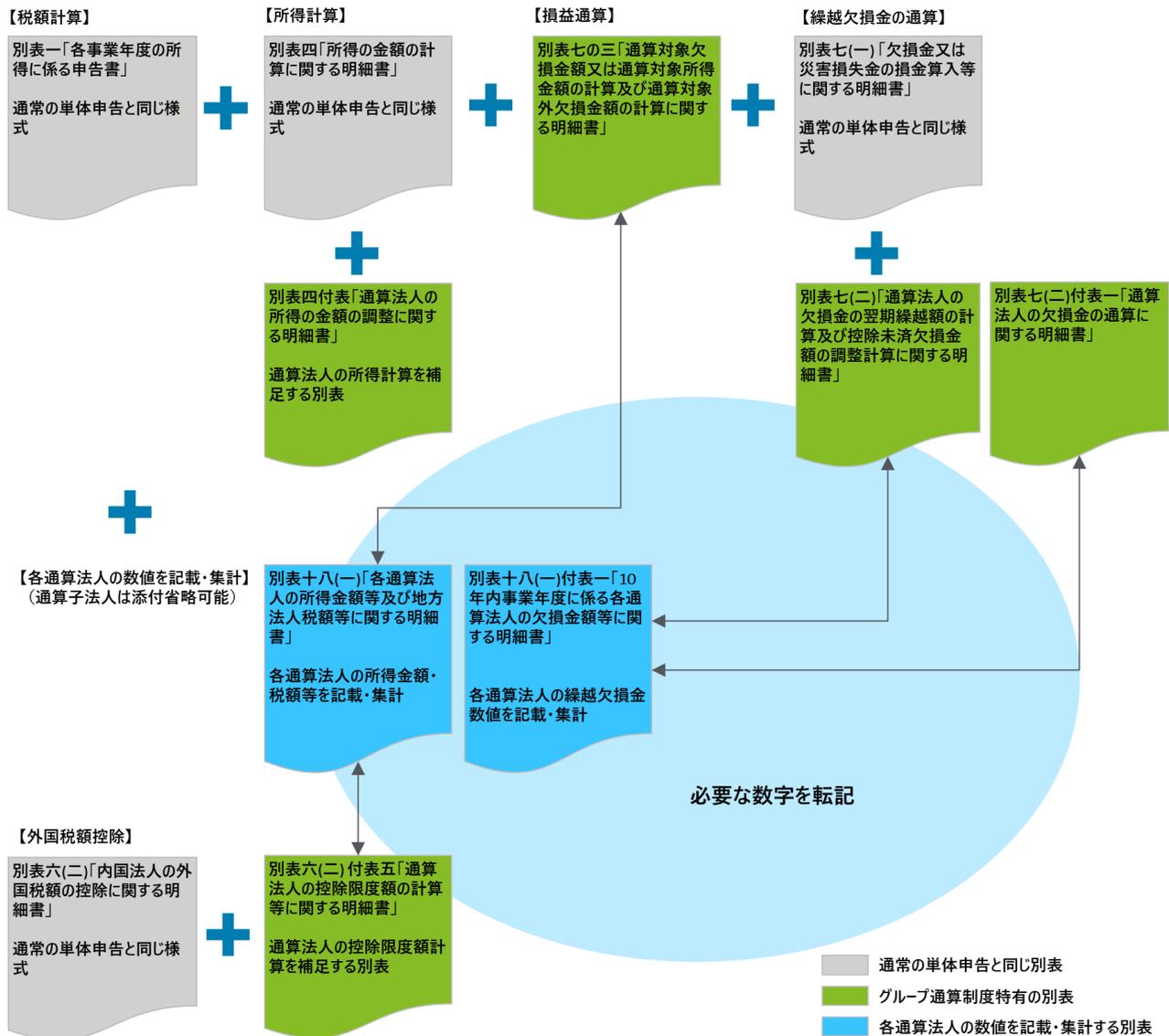
まず、グループ通算制度における確定申告書の様式の概要を確認する。

連結親法人のみが納税義務者となる連結納税制度とは異なり、グループ通算制度においては通算グループ内の通算法人がそれぞれ納税義務者になるため、通常の単体申告とその点では変わらない。ただし、損益通算・欠損金の通算をはじめとし、通算グループ全体で計算する項目があり、全通算法人で情報共有して確定申告書を作成する。そのため、確定申告書の様式は基本的に通常の単体申告と同じものを用いるが、必要に応じてグループ通算制度特有の別表を追加することになる。

¹ 通算法人が多数に上ることその他これに類する理由によりグループ通算の規定による所得金額等の計算を了することができないために申告書を提出期限までに提出できない常況があると認められる場合には、2カ月間延長して各事業年度終了日の翌日から4カ月以内とすることができる（法75の2①、⑩一）。この適用を受ける場合には、最初に適用を受けようとする事業年度終了日の翌日から45日以内に、通算親法人が申請書を提出することが必要である（法75の2③、⑩一）。

通算法人の主要な税額計算の流れとして、税額計算（別表一）、所得計算（別表四）、損益通算（別表七の三）、繰越欠損金の通算（別表七(一)）、そして通算グループにおける全体計算が必要な代表的な項目として外国税額控除（別表六(二)）に関連する主要な別表の関係は次のとおりである。

【グループ通算制度における主要な別表の関係図】



ここで特徴的なのは、別表十八(一)をはじめとする、各通算法人の数値を記載・集計する別表²である。これは、各通算法人の所得金額や法人税額等を一覧し、また、必要な集計を行う別表である。この中の必要数値がグループ通算制度特有の計算が行われる各項目の別表に転記される形となっている。当該別表が通算親法人の期限内申告書に添付されている場合には、他の通算法人においては当該別表の添付を要しない。

2 以下のような別表がある。

- 別表十八(一) 各通算法人の所得金額等及び地方税法人税額等に関する明細書
- 別表十八(一)付表一 10年内事業年度に係る各通算法人の欠損金額等に関する明細書
- 別表十八(一)付表二 各通算法人の所得限度額等に関する明細書
- 別表十八(二) 各通算法人の試験研究費の額等に関する明細書
- 別表十八(三) 各通算法人の通算前所得金額等に関する明細書

例えば、別表十八(一)の様式は次のとおりであり、各通算法人を横に並べて一覧し、集計する内容になっている。

各通算法人の所得金額等及び地方法人税額等に関する明細書		事業年度等	法人名	計		
法人名	1					
法人番号						
納税地	2					
事業年度等	3					
I 各通算法人の所得金額等に関する明細書						
所得金額 (別表一付表「1」) (欠損の場合は0)	4	円	円	円	円	円
調整通算外配当等流出額 (別表三(一)付表二「20」)	5					
純通算内配当等の額 (別表三(一)付表二「22」)	6					
所得金額差引計 (「別表四「39の①」) - 「別表七(三)「9」」が0以上の場合のその0以上の額)	7					
欠損金額差引計 (「別表四「39の①」) - 「別表七(三)「9」」 (プラスの場合は0)	8					
法人税額 (別表六(二)付表五「1」)	9					
所得金額又は欠損金額 (別表六(二)付表五「13」)	10					
(10)のうち0を超える金額	11					
(10)が0を下回る場合のその下回る額	12					
非課税国外所得金額 (別表六(二)付表五「17」)	13					
(13)が0を下回る場合のその下回る額	14					
(13)のうち0を超える金額	15					
加算前国外所得金額のうち0を超えるもの (別表六(二)付表五「19」のうち0を超える金額)	16					
調整前国外所得金額 (別表六(二)付表五「25」)	17					
調整前控除限度額 (別表六(二)付表五「31」)	18					
(18)が0を下回る場合のその下回る額	19					
(18)のうち0を超える金額	20					
当初繰入金超過額 (当初申告の別表七(一)「4の①」 - 「2」) (マイナスの場合は0)	21					
当初繰入金不足額 (当初申告の別表七(一)「2」 - 「4の①」) (マイナスの場合は0)	22					
損金算入限度額 (別表七(二)付表一「2」)	23					
控除対象欠損金額 (別表七(三)付表「8」)	24					
中間申告における発生災害損失欠損金額のうち通算対象外欠損金額以外の部分の金額 (別表七(五)「5」)	25					
通算対象外欠損金額以外の部分に係る繰戻し額 (別表七(五)「7」)	26					
通算前所得金額 (別表七(三)「1」)	27					
調整通算前欠損金額 (別表七(三)「7」)	28					
適用関連法人配当等の額の合計額 (別表八(一)付表二「1」)	29					
支払利子合計額 (別表八(一)付表二「6」)	30					
II 各通算法人の地方法人税額等に関する明細書						
地方法人税額 (別表六(二)付表五「37」)	31	円	円	円	円	円
調整前控除限度額 (別表六(二)付表五「39」)	32					
(32)が0を下回る場合のその下回る額	33					
(32)のうち0を超える金額	34					

別表十八(一) 令四・四・一以後終了事業年度等分

なお、グループ通算制度における確定申告書の記載要領・記載例の更なる詳細については、デロイト トーマツ税理士法人 稲見誠一・大野久子 監修『[新版 詳解 グループ通算制度 Q&A](#)』（清文社、2023）において設例を用いた記載例を掲載しており、そちらをご参照いただきたい。

2. 「申告書別表の記載例（グループ通算制度適用法人用）（令和4年11月）（令和5年3月改訂）」

(1) 「各表の記載例」

国税庁記載例においては、以下の各別表の当初申告及び修正申告の場合の記載例が、設例に基づいて掲載されている。特に、修正申告の場合には遮断措置が設けられており、基本的に修正の必要な通算法人においてのみ修正申告を行うこととされているが、その記載方法は複雑であるため、記載例は有用である。

解説されている主な別表は次のとおりである。

- 中小通算法人等の軽減対象所得金額の計算（別表一付表）
- 外国税額控除（別表六(二)、六(二)付表五、六(二)付表六）
- 一般試験研究費に係る法人税額の特別控除（別表六(九)、六(九)付表、六(十五)、六(十六)）
- 損益通算（別表七の三）
- 欠損金の通算（別表七(一)、七(二)、七(二)付表一、七(二)付表二）
- 受取配当等の益金不算入（配当等の額から控除する利子の額の計算）（別表八(一)付表二）
- 交際費等の損金不算入（通算定額控除限度分配額の計算）（別表十五付表）

(2) 「遮断措置・全体再計算の判定フロー」

また、当該資料には、「遮断措置・全体再計算の判定フロー」も含まれており、期限内申告の計算に誤りがあった場合に、遮断措置が適用されるか、又は全体再計算が行われるかの判定フローが示されている。

グループ通算制度においては、期限内申告の計算に誤りがあった場合、誤りがあった通算法人以外の通算法人についてはその数値は当初申告額に固定され、誤りがあった法人についてのみ修正の対象にすることとされており、これは遮断措置と呼ばれている。ただし、一定の要件を満たす場合には、この遮断措置を適用せず、全体再計算を行うこととされている。このどちらが適用になるかについては、各規程の目的に応じた制度固有の要件が定められているものがあり、これらを整理し、具体的な判定フローを紹介したものになっている。

(3) 「申告書別表の記載例（グループ通算制度適用法人用）別冊（設例別表）（令和5年3月）」

更に、「申告書別表の記載例（グループ通算制度適用法人用）別冊（設例別表）」も公開され、これらは別表の記載例についてページ全体を紹介する内容になっている。

(4) 「欠損金の繰戻しによる還付請求書等の記載例（グループ通算制度適用法人用）（令和4年11月）」

令和4年11月から公開されている、「欠損金の繰戻しによる還付請求書等の記載例（グループ通算制度適用法人用）（令和4年11月）」についても引き続き公開されており、必要に応じ参考にしたい。

（東京事務所 大野 久子）

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/japan

問い合わせ

デロイト トーマツ税理士法人

東京事務所

所在地 〒100-8362 東京都千代田区丸の内 3-2-3

丸の内二重橋ビルディング

Tel 03-6213-3800 (代)

大阪事務所

所在地 〒541-0042 大阪府大阪市中央区今橋 4-1-1

淀屋橋三井ビルディング 5 階

Tel 06-4560-8000 (代)

名古屋事務所

所在地 〒450-8503 愛知県名古屋市中村区名駅 1-1-1

JP タワー名古屋 37 階

Tel 052-565-5533 (代)

email tax.cs@tohmatu.co.jp

会社概要 www.deloitte.com/jp/tax

税務サービス www.deloitte.com/jp/tax-services

令和 5 年度税制改正トピックス www.deloitte.com/jp/tax/tax-reform

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイト ネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ 合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャル アドバイザリー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士 法人、DT 弁護士 法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション 合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市に約 1 万 7 千名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト (www.deloitte.com/jp) をご覧ください。

Deloitte (デロイト) とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド (“DTTL”)、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人 (総称して“デロイト ネットワーク”) のひとつまたは複数を含みます。DTTL (または“Deloitte Global”) ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作爲および不作爲についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作爲および不作爲について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィック における 100 を超える都市 (オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む) にてサービスを提供しています。

Deloitte (デロイト) は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、リスクアドバイザリー、税務、法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500® の約 9 割の企業や多数のプライベート (非公開) 企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 175 年余りの歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をバース (存在理由) として標榜するデロイトの約 415,000 名の人材の活動の詳細については、(www.deloitte.com) をご覧ください。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイト ネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイト ネットワークの公式見解ではありません。デロイト ネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2023. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301